

## 綾瀬市提案募集型ネーミングライツ・パートナー募集要項

### 1 目的

綾瀬市では、新たな自主財源を確保し、市民サービスの向上を図るとともに、市及び本市施設の市内外への効果的な周知に資するため、公共施設にネーミングライツ制度の導入を進めております。

さらなる制度の導入を図るため、対象施設（事業）自体を愛称や金額とともに提案していただく提案募集型ネーミングライツのパートナーを随時募集します。

### 2 募集主体

綾瀬市

### 3 対象施設（事業）

スポーツ施設、文化施設、公園等の主に市民が利用する公共施設を対象とします。

- (1) 不特定多数の人が訪れて、利用できる施設
- (2) 利用者がその施設を利用するか否かの選択をすることができる施設
- (3) 市民の生活を潤す（豊かにする）目的を持つ施設
- (4) 市主催又は共催のイベントや講座等のソフト事業
- (5) 次の施設は対象外とします。

ア 庁舎や学校など、ネーミングライツ制度が適当でない施設

イ ネーミングライツ制度を導入済みもしくは募集を行っている施設（市文化会館・市民スポーツセンター・スポーツ公園）

※当制度は、施設全体への導入を募集するものであり、施設内の一部のみへの提案は対象としていません。

### 4 契約期間

5年以上の期間で提案してください。原則として、ネーミングライツ期間の始期は、応募いただいた翌年度の4月1日となります。

なお、指定管理制度導入施設においては、終期を指定管理者の切り替えと合わせるものとします。

※事業の場合は、契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

### 5 経費

#### (1) 募集金額（ネーミングライツ料）

消費税額及び地方消費税額を含む年額で提案してください。なお、金銭だけではなく、該当施設で利用可能な製品等や役務（サービス）による提供も可能とします。その際は、提供による対価が応募価格に相当する場合のみが対象となります。

#### (2) 費用負担

ア 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

イ ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ料の他、看板等のサイン変更及び新設に伴う設置工事費用、許可申請手数料、期間終了後の原状回復費用を負担します。

ウ 市は、市内刊行物、市ホームページ等における表記の変更を行います。

エ 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者が作成するパンフレット、ホームページ等がある場合は、これらの表記の変更を行います。

この変更に伴い、指定管理者に経費の負担が生じる場合は、市及び指定管理者が協議を行い、この経費の負担に係る取り扱いを決めるものとします。

(3) 支払い

ネーミングライツ料は、年度分を一括して当該年度の5月末日までに支払うものとします。製品等や役務（サービス）の場合は、市と協議のうえで定められた日までに提供するものとします。

(4) 用途

ネーミングライツ料は対象施設の維持管理経費等に活用します。

6 ネーミングライツ・パートナーのメリット

(1) 刊行物、ホームページ等における施設（イベント・ソフト事業）名称の記載には、原則として愛称を使用します。

(2) 市の広報誌における施設（イベント・ソフト事業）名称の記載には、市、ネーミングライツ・パートナーにおいて、協議により定めた略称を使用します。

(3) 愛称使用開始から一定期間（概ね3ヶ月）は愛称とともにルビや読み方、市が定めている正式名称を併記する場合があります。

(4) ネーミングライツ・パートナーは、自身のホームページ等でネーミングライツ・パートナーであることを広報することができます。

7 応募

(1) 応募資格

自らパートナーとなることを希望する法人、その他の団体（法人格は不問、個人の応募は不可）で、次の要件を満たしているものです。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 綾瀬市入札参加資格停止要綱（平成17年4月制定）に基づく、指名停止期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく法的手続きを行っていないこと。

エ 国税及び地方税等を滞納していないこと。

オ 綾瀬市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

カ 綾瀬市長が、応募者が前号に該当するか否かについて、神奈川県警本部長に調査を依頼することに承認する旨の書面の提出ができること。

キ 優先交渉権者の選考手続きにおいて、その公正な手続きを妨げないこと。

ク 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。

(2) 愛称（ネーミング）の条件

愛称（ネーミング）を決定する際には、次の判断基準及び綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱に基づき、各施設所管課において検討を行います。

ア 市民や利用者の従来の施設名称等に対する愛着を損なわないようにしつつ、市内外において「綾瀬」を発信する宣伝塔の役割を担ってもらうため、愛称に原則として「綾瀬」、「あやせ」、「アヤセ」又は「ayase（大文字可）」を入れます。

イ 親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

また、愛称とは別に広報誌で使用する略称について、市との協議により定めることとします。

ウ 愛称が次のいずれかに該当するものは、対象としません。

(ア) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの。

(イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。

(ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの。

(エ) 政治性又は宗教性のあるもの。

(オ) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの。

- (カ) 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの、又はそのおそれのあるもの。
  - (キ) その他に愛称として使用することが適当でないと認められるもの。
- エ その他の条件については、各施設の特徴等を考慮し、設定する。
- オ 市民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできないものとします。

### (3) 応募条件

- ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- イ 提出された書類の変更は認めません。(軽微な修正は除く)
- ウ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- エ 応募者から提出された書類の著作権は、応募者に帰属します。  
綾瀬市が提出された書類の内容について使用する場合は、別途協議するものとします。ただし、審査結果を公表する場合や審査に必要な場合は、綾瀬市が書類の全部又は一部を使用できることとします。
- オ 綾瀬市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討範囲であっても、綾瀬市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

カ 綾瀬市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがあります。

### (4) 事前相談

提案募集型ネーミングライツ制度を希望する際は、必ず事前相談を行ってください。

予め電話連絡のうえ、綾瀬市役所の公共施設マネジメント推進課にお越しいただき、別添事前相談申込書の提出をお願いいたします。

時 間：午前8時30分～午後5時（12時15分～13時を除く）

場 所：綾瀬市早川550番地（綾瀬市役所事務棟2階）

綾瀬市役所 公共施設マネジメント推進課

連絡先：0467-70-5669（直通）

### (5) 公募の実施

事前相談の結果を踏まえ、該当施設におけるネーミングライツ制度の導入可否を検討し、公募での実施となります。

検討結果を相談者へ通知し、公募を行う際は、別途募集要項を作成のうえ、市ホームページ等で公表をいたします。

なお、募集要件及び選考方法について、その際に公表をいたしますが、概要は次のとおりとなります。

#### ア 選考方法

(ア) 第1次審査にて、書類審査を実施し、提出された申請内容が、募集条件及び価格要件に適合するか確認を行います。

(イ) 第2次審査として、市関係部局の職員からなるネーミングライツ・パートナー選考委員会において、申請書の書類審査を実施します。審査は、「応募価格」、「製品・役務の提供」、「経営状況」、「企業理念・コンプライアンス」、「地域貢献」、「愛称」の基準に基づき、総合点数方式で実施をいたします。

#### イ 優先交渉権者の選定及び契約の締結

審査の結果、最も得点の高い者を適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができる優先交渉権者として決定します。

優先交渉権者と契約交渉を行い、双方が合意に至った場合には、ネーミングライツ・パートナー契約を締結します。その際には施設愛称、ネーミングライツ・パートナー名、契約金額の公表を行います。優先交渉権者と協議を行い、契約に至らなかった場合は、次点交渉権者と契約締結に向けた協議を

行います。

また、次点交渉権者が無い場合には、公募を実施するか又は募集を中止することとします。

ウ 応募者が1者の場合

1者の場合も、適格性を判断するため、申請書類に基づく審査を行います。

エ スケジュール

愛称の使用開始は、事前相談を受け付けた翌4月1日からを予定していますが、時期によっては、公募のうえで先行委員会を実施する必要があることから、翌年度の先行となる場合があります。

## 8 その他

### (1) 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた、又はネーミングライツ・パートナーの都合により契約内容を履行できないことが明確になった場合、市は契約満了を待たずに契約を解除することができます。その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

### (2) 契約期間の満了・更新

市は、契約期間満了までに、当該施設等について、ネーミングライツの継続実施を判断します。更新を行う際は、改めて内容（契約金額、契約期間等）を検討のうえ、公募にて募集を実施します

### (3) 有料広告掲載

ネーミングライツに係る事項については、綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱及び綾瀬市広告掲載取り扱い基準に準ずるものとします。

### (4) 神奈川県屋外広告物条例等の遵守

ネーミングライツ・パートナーが新たに看板等を変更、設置する際は、そのデザイン及び大きさ等により、「神奈川県屋外広告物条例」による許可申請手続きが必要となる可能性があります。

また、市の景観形成重点である「綾瀬シンボルロード（寺尾上土棚線）」沿道の施設では、景観法に基づく市への届出も必要となります。

なお、それぞれの申請手続きに必要な手数料等の費用は、ネーミングライツ・パートナーによる負担とします。

### (5) 指定管理者制度導入施設における留意点

対象施設は、指定管理者制度を導入しているため、次の点に留意することとします。

ア 費用負担

指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合については、ネーミングライツ料は、指定管理にかかる管理経費とみなさないこととします。

また、指定管理者とネーミングライツ・パートナーが異なる場合で、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、指定管理者とネーミングライツ・パートナーの協議により決定することとします。

イ 募集

可能な限り始期及び終期を指定管理期間と合わせて、指定管理者の切り替え時に、一緒に愛称の募集を行います。

ウ 契約更新

更新時は、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、通常は現ネーミングライツ・パートナーが優先交渉権者となりますが、指定管理者の変更等が生じた場合は、新たに公募を行うものとします。

エ その他

ネーミングライツが導入された場合においては、ネーミングライツ・パートナー、指定管理者及び市の3者は、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めるものとします。

(6) 定めのない事項が生じた場合

契約内容について疑義が生じた場合、又は定めのない事項が生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーは誠意をもって協議のうえ、決定をするものとします。